

認証基準（学校教育法等）と申請内容との対比表（一般社団法人日本大学基準協会【専門職大学 機関別】）

認証の基準		申請者の申請内容
基準	基準に係る細目	
1. 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。 (学教法第110条第2項第1号)	(1) 大学評価基準が、学校教育法及び専門職大学設置基準等に適合していること。(細目省令第1条第1項第1号)	資料（「評価基準と専門職大学設置基準等との対比表」）のとおり。
	(2) 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。 (細目省令第1条第1項第2号)	専門職大学が高等教育機関としての質保証と国際通用性の水準を維持し、その質向上を図る指針として、専門職大学評価基準を定めている（添付資料インデックス01-02-1頁）。当該基準は、 <u>専門職大学の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その个性的で多様な発展に資することを目的として、7個の基準で構成されている。</u>
	(3) 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。 (細目省令第1条第1項第3号)	専門職大学機関別認証評価手続規程において、評価基準を変更する場合についての手続を定めている。具体的に、 <u>評価基準を定め、変更する際に、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その検討段階における案を、ウェブページ等で公表すると共に受審大学へ送付し、広く意見を求める等の必要な措置を講じることとしている。</u> （添付資料インデックス01-01-5頁）
	(4) 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。 (細目省令第1条第1項第4号)	評価は、 <u>受審大学より提出された自己点検・評価報告書等に基づき、書面調査及び実地調査により実施することとしている。</u> 実地調査では、評価対象専門職大学に対する面談、授業・施設の視察及び関連資料の閲覧調査等を行い、自己点検・評価報告書、関連資料、実地調査の結果をもとに、評価分科会にて「評価報告書（分科会案）」を作成する。（添付資料インデックス01-01-2～3頁）

	<p>(5) 法第百九条第六項に規定する適合認定を受けられなかった大学その他の認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況（改善が必要とされた事項に限る）について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。 (細目省令第1条第1項第5号)</p>	<p>評価結果において改善が必要とされる事項を指摘された受審大学が追評価を希望する場合、その求めに応じて追評価を実施することとしている（添付資料インデックス01-01-5頁）。 その手続き等の追評価に関する必要な事項については、専門職大学追評価に関する規程において定められている。（添付資料インデックス01-06）</p>
	<p>(6) 大学評価基準に次の事項が定められていること。 ①教育研究上の基本となる組織に関すること、②教員組織に関すること、③教育課程に関すること、④施設及び設備に関すること、⑤事務組織に関すること、⑥卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること、⑦教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること、⑧教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること、⑨財務に関すること、⑩その他教育研究活動等に関すること (細目省令第1条第2項第1号)</p> <p>① 教育研究上の基本となる組織に関すること</p> <p>② 教員組織に関すること</p> <p>③ 教育課程に関すること</p> <p>④ 施設及び設備に関すること</p>	<p>添付資料インデックス01-02「基準1 使命・目的」参照</p> <p>添付資料インデックス01-02「基準4 教育研究組織・教育研究環境」参照</p> <p>添付資料インデックス01-02「基準3 教育課程・学修成果」参照</p> <p>添付資料インデックス01-02「基準4 教育研究組織・教育研究環境」参照</p>

⑤ 事務組織に関すること	添付資料インデックス 01-02 「基準4 教育研究組織・教育研究環境」参照
⑥ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること	添付資料インデックス 01-02 「基準2 全学的な内部質保証システム」参照 添付資料インデックス 01-02 「基準3 教育課程・学修成果」参照 添付資料インデックス 01-02 「基準5 学生」参照
⑦ 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること	添付資料インデックス 01-02 「基準1 使命・目的」参照
⑧ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること	添付資料インデックス 01-02 「基準2 全学的な内部質保証システム」参照
⑨ 財務に関すること	添付資料インデックス 01-02 「基準7 管理・運営及び財務」参照
⑩ その他教育研究活動等に関すること	評価基準は、7基準、それらの中に123個の評価の観点から構成されており、細目省令が定める「その他教育研究活動等に関すること」についても評価できるものとなっている。
(7) 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関することについては、重点的に認証評価を行うこととしていること。 (細目省令第1条第2項第2号)	専門職大学機関別認証評価に係る報告書案の構成及び判定に関する規程において、「基準2 全学的な内部質保証システム」について、 <u>評価の観点のうち「基本的な観点」と「質向上の観点」の両方をすべて満たしている場合にのみ「基準を満たしている」と評価することを規定している。</u> (添付資料インデックス01-05-1頁)
(8) 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教	専門職大学機関別認証評価 実施要綱「6. 評価の基本スケジュールと

	<p>育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を把握することとしていること。 (細目省令第1条第2項第3号)</p>	<p>概要」の「④本協会の示す「自己点検・評価報告書作成の手引き」に基づき、「自己点検・評価報告書」を作成・提出」の項目において、<u>設置履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置についての記述を求め、設置計画履行状況等調査の結果への対応状況を確認することとしている。</u> (添付資料インデックス01-07-6～7頁)</p>
	<p>(9) 評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。 (細目省令第1条第2項第4号)</p>	<p>専門職大学機関別認証評価 実施要綱において「3. 評価の実施体制」として、国公立大学の関係者、関連する業界の関係者及び学協会等の有識者（高等学校、地方公共団体、民間企業等）、当該専門職大学の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者などの中から対象専門職大学を適切に評価しうる評価員を配置すると規定している。<u>評価分科会の委員に国公立大学の関係者等を任命することで意見の聴取を行うこととしている。</u> (添付資料インデックス01-07-3頁)</p>
<p>2. 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。 (学教法第110条第2項第2号)</p>	<p>(1) 大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第109条第3項の認証評価（専門職大学院の評価）にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。 (細目省令第2条第1号)</p>	<p>認証評価事業基本規則において、<u>国公立大学の関係者、関連する学会・業界、経済団体等の関係者の5名程度で構成される専門職大学評価委員会を設置することを規定している。</u> (添付資料インデックス00-09-3頁)</p>
	<p>(2) 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。 (細目省令第2条第2号)</p>	<p>認証評価事業基本規則において、<u>評価対象専門職大学の卒業生、当該専門職大学に在職している（あるいは5年間以内に在職していた）場合等、評価対象校となんらかの関係がある場合には評価業務に従事できないことも同時に規定されており、公平性の担保に努めている。</u> (添付資料インデックス00-09-3頁)</p>
	<p>(3) 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施そ</p>	<p>評価員は、公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、本協会</p>

	<p>の他の必要な措置を講じていること。 (細目省令第2条第3号)</p>	<p>が行う評価員研修に参加しなければならないことが認証評価事業基本規則において明記されている。(添付資料インデックス00-09-25頁)</p>
	<p>(4) 大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとしていること。 (細目省令第2条第4号)</p>	<p>認証評価事業基本規則において、<u>大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表すること</u>としている。(添付資料インデックス00-09-2頁)</p>
	<p>(5) 法第109条第2項の認証評価(大学等の評価)の業務及び同条第3項(専門職大学院等の評価)の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。 (細目省令第2条第5号)</p>	<p>法第109条第2項に定められた認証評価(大学等の評価)及び同条第3項に定められた認証評価(専門職大学院等の評価)それぞれの実施体制については、<u>認証評価事業基本規則</u>において規定している。(添付資料インデックス00-09)</p>
	<p>(6) 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第109条第2項の認証評価(大学等の評価)の業務及び同条第3項(専門職大学院等の評価)の業務を併せて行う場合にあつては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。(細目省令第2条第6号)</p>	<p>認証評価事業基本規則第195条において、<u>認証評価事業の会計は、本協会の一般会計と区分した独立会計によるものとする</u>ことを定めている(添付資料インデックス00-09-27頁)。 また、経理規程第4条において、<u>認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、法令の養成等により必要とされる会計区分を設けるものとし、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理するものと規定</u>している(添付資料インデックス00-12-1頁)。</p>
<p>3. 認証評価の結果の公表及び文部科学大臣への報告の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。 (学教法第110条第2項第3号)</p>		<p>専門職大学機関別認証評価手続規程において、<u>評価結果を確定する前に、受審大学に「評価報告書(案)」を送付し、当該報告書案の内容に事実誤認があると認められる場合は異議申立てを行うことができる旨</u>を規定しており(添付資料インデックス01-01-2頁)、その具体的手続きについては、異議申立審査に関する規程(添付資料インデックス00-10)にて定めている。</p>

<p>4. 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であること。（学教法第110条第2項第4号）</p>	<p>本協会は、一般社団法人として、東京法務局より設立許可（令和3年6月22日）されており、一般社団法人関係法令及び本協会の定款に則り運営されている（添付資料インデックス00-01、00-02）。</p> <p>また、<u>収支計画</u>（添付資料インデックス00-04）のように認証評価事業を実施予定であり、<u>評価手数料収入で本認証評価に係る直接的な経費を賄うことが可能であることが見込まれ</u>、評価事業を行ううえで十分な経理的な基礎が見込まれる。</p>	
<p>5. 文部科学大臣により認証を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人でないこと。（学教法第110条第2項第5号）</p>	<p>非該当。</p>	
<p>6. その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。 （学教法第110条第2項第6号）</p>	<p>(1) 学校教育法施行規則第169条第1項第1号から第8号までに規定する事項（①名称及び事務所の所在地、②役員の名、③評価の対象、④大学評価基準及び評価方法、⑤評価の実施体制、⑥評価の結果の公表の方法、⑦評価の周期、⑧評価に係る手数料の額）を公表することとしていること。 （細目省令第3条第1項第1号）</p>	<p><u>学校教育法施行規則第169条第1項に規定されている事項は、本協会のウェブサイトに掲載する等の方法により公表する。</u>（添付資料インデックス01-01-6頁）</p>
<p>(2) 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。 （細目省令第3条第1項第2号）</p>	<p><u>専門職大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく当該専門職大学の認証評価を行うことを、専門職大学機関別認証評価手続規程において明示している。</u>（添付資料インデックス01-01-1頁）</p>	

	<p>(3) 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。 (細目省令第3条第1項第3号)</p>	<p>本協会の役員は学校法人先端教育機構の理事であるが、当学校法人の設置する社会情報大学院大学は多くの専門職大学や専門学校に対して、<u>専門職大学における質保証の在り方について指導を行っており、専門職教育・高等教育機関への質保証についての知見を有している。</u> また、<u>実際の評価にあたる評価委員は社会情報大学院大学とは利害関係のない、全国の大学、専門職大学、民間企業等から構成され、公正かつ的確に認証評価が実施されることが見込まれる。</u></p>
<p>7. 評価結果 (学教法第110条第4項)</p>	<p>評価結果の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。(学教法施行規則第171条)</p>	<p>評価結果については、<u>確定した評価報告書を刊行物及びウェブサイトに掲載する等の方法で公表することとし、更に、評価対象専門職大学から提出された自己点検・評価報告書も本協会のウェブサイトにて公表することとしている。</u>(添付資料インデックス01-01-4～5頁)</p>